

第27回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 概要等の公表に当たっては、国が公表している情報を併記するなど、効果的な啓発となるよう工夫すべき

 - ・ 不当な差別的言動に該当しない事案に関しても、必要に応じ、人権施策を推進する行政として適切な対応を検討していくべき